

出席停止について

1 学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白性髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

2 出席停止の期間（以下の基準に基づき、医師が判断する）

- (1) 第一種感染症にかかった者については治癒するまで
- (2) 第二種の感染症にかかった者については以下の期間。ただし、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。

病名	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ	平均2日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	7～10日	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	8～12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん (三日ばしか)	16～18日	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	14～16日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染しても臨床症状出現は様ではない	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	4日以内	

- (3) 第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで